

原子力被災12市町村農業者支援事業について

～原子力被災12市町村で営農再開等を支援する事業の案内です～

＜第3回募集期間 令和元年8月19日（月）から9月20日（金）＞

1 事業対象体

◆対象市町村（原子力被災12市町村）

相馬郡：南相馬市、飯舘村

双葉郡：浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町、
広野町、川内村、葛尾村

（相双以外：川俣町、田村市）

◆対象者

営農再開、規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等

*農業者等とは農業者、集落営農組織、農業法人等



2 補助率等

◆補助率：補助対象となる事業費の3/4以内。

◆事業費上限：1,000万円（市町村が特に認める場合は3,000万円）

◆補助上限：750万円（市町村が特に認める場合は2,250万円）

*果樹の新植・改植や家畜の導入には個別に補助金額の上限があります。

3 補助対象となる事業費（同一品目2回申請不可）

◆農業用機械等の導入：農産物の生産、流通、販売に必要な機械等

トラクタ、ロータリ、播種機、防除機、収穫機、乾燥調製機器等

*農業以外に使うことができる汎用性の高い機械は補助対象外です。



◆施設の整備：農産物の生産に必要な施設

パイプハウス（低コスト耐候性ハウス含む）、畜舎、堆肥舎等

*図面や植栽図など規模決定根拠が必要になります。

*別途、建設事務所による設計審査が必要な場合があります。



◆施設の撤去：施設を整備する際に使えなくなったハウス等を撤去する経費

◆果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入：果樹や花き等の新植・改植に係る種苗代

ブドウの苗木、タラノメの苗木等

*種苗等は複数年使用するものに限ります。

*個別に補助金額の上限（10a当たり）があります。



◆家畜の導入：家畜導入に必要な経費

和牛繁殖雌牛、搾乳牛、繁殖用母豚等

*導入月齢等の要件があります。

*個別に補助金額の上限（1頭当たり）があります。



原子力被災12市町村農業者支援事業活用事例について

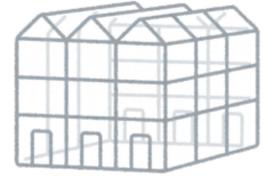
【農業用機械・施設導入】

- ◆導入年度：平成30年度
- ◆市町村：A市
- ◆作物名：水稻
- ◆規模：約18ha
- ◆導入機械
 - ・多目的田植機：1台
 - ・コンバイン：1台
 - ・パイプハウス：1棟 他
- ◆総事業費：約27,500千円
- ◆補助金額：19,104千円



【施設の導入】

- ◆導入年度：平成30年度
- ◆市町村：B町
- ◆作物名：花き
- ◆規模：約30a
- ◆導入施設
 - ・5連棟パイプハウス：1棟
 - ・単棟パイプハウス：1棟
- ◆総事業費：約33,000千円
- ◆補助金額：22,500千円（補助上限額）



【機械・施設・果樹の新植・改植】

- ◆導入年度：平成30年度
- ◆市町村：C村
- ◆作物名：タラノメ他
- ◆規模：200a他
- ◆導入施設
 - ・パイプハウス新設：1棟
 - ・パイプハウス改修：1棟
 - ・タラノメ苗木：6,000本 他
- ◆総事業費：約11,000千円
- ◆補助金額：7,763千円



【農業用機械・家畜の導入】

- ◆導入年度：平成30年度
- ◆市町村：D村
- ◆作物名：肉用牛
- ◆規模：19頭
- ◆導入機械等
 - ・トラクター99ps：1台
 - ・ホイローダ71ps：1台
 - ・黒毛和牛繁殖雌牛：19頭 他
- ◆総事業費：約38,000千円
- ◆補助金額：22,500千円（補助上限額）



◆申請に関するご相談◆

事業の申請については、募集時期等（6・8・11・2月頃）もありますので、お住まいの市町村農政担当課もしくは県相双農林事務所農業振興普及部・双葉農業普及所までご相談ください。

南相馬市農政課 TEL:0244-44-6807
 飯館村復興対策課 TEL:0244-42-1621
 浪江町農林水産課 TEL:0240-34-0245
 大熊町産業建設課 TEL:0240-23-7095
 双葉町産業課 TEL:0246-84-5214
 富岡町産業振興課 TEL:0240-22-9009

楡葉町産業振興課 TEL:0240-23-6104
 広野町産業振興課 TEL:0240-27-4163
 川内村産業振興課 TEL:0240-38-2112
 葛尾村地域振興課 TEL:0240-29-2113
 福島県相双農林事務所農業振興普及部
 双葉農業普及所 TEL:0244-26-1148
 TEL:0240-23-6471